

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1．第53号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第53号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第53号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第53号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第2．第54号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第54号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 第55号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第55号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 第56号議案 武雄市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第56号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

18番 牟田議員

牟田議員／さっきのもそうですけども、今回、条例を55号も56号も通すということなんですけども、詳しい附則が出ていないですよ。

奨学金のところも、線引きがどこからなのか、幾らするのかとか、そういう附則のほうを出して、まずこの議案だけ通して、後で附則が出てくる。

附則は議案の承認が要らないので。

何ていうんですか、まず条例を通して、その後に附則は議会に諮ることなく、多分、委員会だけに報告で終わると思うんですけども、そういうふうな方向性でいいのか。

例えばこれは多分、承認されると思います。

承認されますけれども、その後で附則が、何だこれとは、こういうふうなどだったら賛成しないのというのが出てこないような形になると思いますけれども、この附則に関してはどういうふうなことを考えているのか、どういうふうな報告を議会にするのか。

以上お伺いしたいと思います。いつ出すのか。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／おはようございます。

今回、条例のほうをまず御審議いただきまして、可決された後に、細かい規則等については当然、修正を行います。

その後、議会のほうで、担当の常任委員会等への報告を行う予定にしております。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／これはいつもそうなんですけども、議会の車の両輪、そして、過去のいろんな事例でいうと、まず通しておいて、附則は議会の承認は要らないんですね、報告のみになりますので。

この議案に限りません。

ほかのところもあります。

まず、議会に出すときは附則もきちんと精査して出すというのが考慮されなかったと、その点をお伺いしたいと思います。

ほかのところも一緒よ。

まず、議会だけ通すのでなくて、附則も一緒に出してくれと。

後で、こがん高かったとやって幾ら言うても、議会の\*\*\*したろうもんってなるぎいかんけん。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／おはようございます。

今ですね、牟田議員さんからいろいろ附則についての、当然、条例を制定するに当たりましては、執行関係に附則が影響するところが非常にありますので、これについては今後、その対応については考えさせていただきたいと思います。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5.第57号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 57 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、これをまず許可いたしたいと思います。

12 番 池田議員

池田議員／第 57 号議案について通告をさせていただいております。

詳細については、委員会のほうで、数字とかなんとか細かい点はお話をされ、審議されると思うので、3 点、確認をさせていただきたいと思います。

全体的な運営状況について、市内の児童クラブの人数が多いところ、少ないところあると思うんですよ。

配置基準等については、国、県、市の負担とかもあって配置がされている。

今回ですね、そんな配置基準等、多い、少ないとかを考えたときに、この算出根拠ですね、利用料の負担、負担増しになる、この算出根拠をどのように出されたのかと、利用者への説明、また、協議、理解についてどのようにこれまでされてこられたのか、今後されるのか。そして、2 点目、今、異常なまでの原油物価高の影響が続いている中に、生活格差が拡大している中、子供の貧困が指摘されている現状です。

子育て世代は不安を抱えている中にですね、この物価高の中でどのような影響を受けられるのか、今、一番影響を受けている所得層もあると思うんですよ。

これは減免措置とかもあって、非課税世帯については考慮がされていますが、中間層ですね、ここについては一番、非常に影響を受けていると思うんですよ。

その中で、これ、率に換算したら、約 30%の負担増しになるわけですよ。

見てですよ、いろんな食料品とか、いろんなものが値上げをされていますが、一気に 30%という値上げがあつてないと思うんですよ。

これ、条例で制定して、来年 4 月 1 日からの施行ということなんで、事前の制定が必要だというのは、若干分かります。

そして、そのような状況の中で、なぜ今なのか。

今、行政の福祉が最後のとりでだと思うんですよ。

その中で、なぜ今なのか。

そして今回、この条例改正案ですね、先ほど附則の話も少しされましたが、私にとってはちょっと難しい話で、理解を今深めているところなんです。

これ、段階的な引き上げについては取り入れが可能なのか、不可能なのか。

もうこれは金額が示されているので段階的ということにはならないと思いますが、そういうことができなかったのか。

また、激変緩和措置等が取られることは考えられないのかお尋ねします。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／まず1点目でございます。

現在の運営状況でございますが、放課後児童クラブの利用児童数につきましては、年々増加傾向にあるというところでございます。

これに合わせて、支援員数が増加しているのが現状であります。

あせまして、支援員の資質向上や処遇改善を図ってきており、人件費等の増加などで事業費が増加しているという現状がございます。

その中で、値上げの根拠ですけれども、児童クラブの利用者負担につきましては、これは全国的に見ても、月額4,000円から6,000円ぐらいというところで推移をしております。

県内の他市の状況等を見比べましたところ、月額3,000円から5,000円ぐらいというところで推移をしているところでございます。

他市の状況等も踏まえたところで、1,000円増の月額4,000円増ということで、今回お願いしたいということで、児童クラブの運営の安定的実施を図りたいというふうに考えております。

月額が3,000円から4,000円ということで、30%の増になるというふうに御質問がございましたけれども、全体の利用率からすると16.7%から約20%程度ということで、全体1人当たりに対する運営費に対しましては、数字としては10%以下の増額になるというふうに考えております。

ただ、もう一つ、物価高騰事業における家庭への負担の影響でございますけれども、値上げをするということでございますので、生活必需品の値上げなどの、物価が高騰している現在、家庭の負担につきましては、多少の影響が出るというふうに考えております。

最後に、なぜ今なのかという部分でございますが、この基本料金の引上げにつきましては、平成28年度以降、改正を行っておりません。

途中、平成31年度に、土曜日等の加算等の改正を行っております。

先ほど述べましたように、年々事業費が増加していく中で、ここ数年、改正の検討を行ってきたところでございます。

特に令和2年度から個人負担が20%を切り、市の負担が非常に大きくなっているという現状でございます。

今後の児童クラブの運営を安定的継続にしていくためにも、今回、利用料の改正が必要というふうに考えております。

なお、負担軽減及び激変緩和措置でございますが、現在、負担軽減措置につきましては、同一世帯から2名以上の児童が利用する場合は、2人目を半額に、3人目以降につきましては無料になるという制度と、生活保護世帯と前年度分の市町村民税の非課税世帯につきまして

は減免措置を行っております、これらについては今後も継続していく予定でございます。  
新たな激変緩和措置等については考えておりません。  
以上です。

議長／12番 池田議員

池田議員／受益者負担というところで、この負担をしていただくということは理解はするんですね。

ただ、先ほども申しました、なぜ今なのかというところがちょっとやはり思うところなんですよね。

そこはいいとして、3点目の激変緩和措置については考えていないということですが、これまでの部分で2名以上が半額、そして、生活保護、非課税世帯については減免をしていると。これ、今までの制度なんですよ、今までの制度で。

今回、改定して負担をしてもらう、増額になる、この分で年間、多い方で1万2,000円以上になると思うんですよ。

長期休暇の分も入ってくるので。

今の世界情勢の中で、これだけ物価高でいろんな方が苦しんでいる中に、緩和措置として、これ条例とかじゃなくて、後々予算で措置をする分だから、予算で措置をする分だから、考えることは可能だと思うんですよ。

だから、そこをぜひ、今後、議論をしていただければと思っております。

よろしく申し上げます。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／今、議員のおっしゃられたとおり、今、この現状、この昨今の現状で、非常に負担等が多くなっているということには十分承知はしているところでございます。

この児童クラブの運営費の補助につきましては、そもそも国、県、そして、市の補助等がございます。

まず、厚生労働省が定めます、予算の出し方で、運営費の50%は個人負担ということで書かれており、残りの50%につきまして国と県と市で3分の1ずつの補助し運営をするというような算定を行っており、国、県等の補助金もその金額で出されているところでございます。市におきましても、3分の1を負担するほかに、先ほど申し上げました個人の50%のうち現在は16.7%を御負担しておりますので、それ以外の50%からそれを引いた分についても、市としては実質の負担をさせていただいているところであり、市としては十分に負担をさせて

いただいているというふうに考えているところでございます。

議長／この案件につきましては、委員会付託となっておりますので、この程度にとどめさせていただきます。

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 6. 第 58 号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 58 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 7. 第 59 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 59 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 8. 第 60 号議案 武雄市下水道条例及び武雄市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 60 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 9. 第 61 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第 61 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 62 号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

第 62 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 63 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。

第 63 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 12. 第 64 号議案 令和 5 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 64 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 65 号議案 令和 5 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を



議題といたします。

第 65 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 66 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 66 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 67 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 67 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 68 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 24. 第 76 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの、以上 9 議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

谷口会計管理者

谷口会計管理者／おはようございます。

それでは、第 68 号議案から第 76 号議案までの決算認定について御説明いたします。

一般会計、特別会計ですが、歳入歳出決算書の4ページ、5ページを御覧ください。  
総括表の一番下の各会計の合計では、予算現額647億2,159万3,000円に対し、収入済額618億5,271万4,090円、支出済額595億3,966万6,287円で、歳入歳出差引額は23億1,304万7,803円となっております。

5ページの一番右側の欄に記載しております各会計ごとの歳入歳出差引残額はプラスまたはゼロとなっております。

10ページから65ページにかけて、第68号議案から第74号までの決算書、70ページから355ページまでに事項別明細書を掲載しております。

360ページ、361ページに実質収支に関する調書を掲載しております。

実質収支の額はプラスまたはゼロとなっております。

366ページ以降に、財産に関する調書及び基金運用状況報告書を掲載しております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書、第75号議案、第76号議案の企業会計決算書につきましては、別冊でお届けしております。

以上、第68号議案から第76号議案までの決算認定について説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより質疑を開始いたします。

質疑は区分して行います。

まず、第68号議案 令和4年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第69号議案から第76号議案までの以上8議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第68号議案から第76号議案までの以上9議案は、議長及び監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 68 号議案から第 76 号議案までの以上 9 議案は、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長については、武雄市議会申し合わせ事項により、委員長に松尾副議長、副委員長に上田議会運営委員長をお願いをいたします。

日程第 25. 報告第 14 号 令和 4 年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

報告第 14 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第 14 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 26. 報告第 15 号 令和 4 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

報告第 15 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第 15 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 27. 報告第 16 号 令和 4 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第 16 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第 16 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 28. 請願第 2 号 遊水地構想を進めるための請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

2 番 山崎議員

山崎議員／皆さんおはようございます。

遊水地構想を進めるための請願の趣旨説明を行います。

本請願は、武雄市から床上浸水をなくすためには遊水地をつくるべきだとするものです。

請願人は、さきの 6 月議会に、排水ポンプ停止に関する請願を出された方と同じ請願者です。

請願者に聞いたところ、ポンプ停止をしないためには、橋下地区に遊水地を設けるのが最良の策だと考えていたとのことでした。

その理由としては、橋下地区は、1、武雄市の排水路である六角川の最下流域に隣接している。

2、面積が広く 650 万トンの余水をためることができる。

3、遊水地にたまった水は事前排水ができる。

4、当該当地区は、山と六角川堤防に囲まれ、工事費が格安で済むと思っていた。

そこで、武雄市議会や執行部の意見をお聞きしたいと思っていました。

ポンプを停止しないための請願を提出したということでした。

さらに 6 月議会に請願が採択され、各自が十分に検討なされたと思いますので、対案があれば尊重すると言われております。

武雄市の洪水被害解消のためには、特定都市河川に指定された今、一刻も早く遊水地構想を進めるべきだとする本請願の趣旨で理解していただきたいと思っております。

採択していただくよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長／請願第 2 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 29. 請願第 3 号 在来線駅トイレの再設置を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

12 番 池田議員

池田議員／おはようございます。

在来線駅トイレの再設置を求める請願について説明をさせていただきます。

請願書の読み上げをもって説明に代えさせていただきます。

北方駅のトイレで「JR九州のトイレ封鎖のお知らせ」の告知張り紙が出されました。

「2022年2月28日をもちまして閉鎖します」との内容でした。

聞くとところによれば、高橋駅も同時に閉鎖されているようです。

閉鎖されてからは、JR利用者の方々からトイレの借用のお願いや、トイレの場所についてお尋ねがありますが、駅の近くにはお店や公共トイレがありません。

北方駅近隣の住民にとっては家屋周辺の排せつ物等の問題は深刻です。

高橋駅近隣の方々も同じ問題を抱えておられると思うところです。

利用者にとってもトイレは必要です。

両駅とも多くの方が利用されており、通勤通学で使用される方々や観光等で利用されるなど多様です。

駅は乗車されている方のみならず、送迎する方もおられます。

駅は多くの方に利用される拠点であります。

施設整備・環境維持の一環としても重要です。

様々な要因を考へても、在来線の駅トイレは必要であると考えます。

地域住民の不安、利用者の不便解消、多様な利用者のためにも、駅の果たしてきた役割、今後の地域発展の核となる在来線駅トイレの役割を果たす上で、駅のトイレは不可欠であります。

武雄市議会の御理解をいただき、一日も早い解決を望み、以下のことを武雄市に対し意見を申していただきますよう請願いたします。

快適な駅利用が可能な利便性の向上、利用者が安心できる環境、拠点としての魅力向上、在来線駅の環境整備の一環として閉鎖された北方駅・高橋駅トイレの再設置に向けてJR九州との協議を進めること。

本請願の請願者は、北方駅近隣の住民の方です。

深刻な問題を抱えられております。

ぜひ、議員皆様の御理解をいただき御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長／請願第3号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

17番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／今回の案件については、委員長、副委員長が紹介議員なんですよ。

じゃあ、これを審議した場合に、正副委員長は退席するんですか。

そういう中で、議長として、今の案件については精査をしていただきたい。

よろしくをお願いします。

議長／17番山口議員の議事進行でございますけれども、この請願第3号については、手続上の問題については、問題はございません。

そして、また、正副委員長ということでもありますけど、過去の事例からしても、その委員さんが請願者になられたということもありますので、そこについては問題ないというふうに考えているところであります。

議事を進行いたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしたいというふうに思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございます。